

AED・心肺蘇生法の普及啓発事業業務委託企画提案募集要項

1 委託業務名

AED・心肺蘇生法の普及啓発事業業務委託

2 業務委託期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

3 委託業務内容

別添「AED・心肺蘇生法の普及啓発事業業務委託企画提案仕様書」のとおり。

4 委託料の上限額

2,560,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

5 業務の実施方法

企画提案を募り、選考を経て1団体を決定し、業務を委託する。

6 応募資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 募集開始の日から審査完了の日までの間に、物品等一般競争入札参加者及び指名競争入札参加者の資格等に基づく入札参加資格の停止を受けている日が含まれないこと。
- (3) 募集開始の日から審査完了の日までの間に、千葉県物品等指名競争入札参加者指名停止等基準（昭和57年12月1日制定）に基づく指名停止及び物品調達等の契約に係る暴力団等排除措置要領に基づく入札参加除外措置を受けている日が含まれないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定により更生手続き開始の申立をしている者（同法に基づく裁判所の更生手続開始決定が行われている場合を除く。）でないこと。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定により再生手続き開始の申立をしている者（同法に基づく裁判所の再生手続開始決定が行われている場合を除く。）でないこと。
- (6) 商法（明治32年法律第48号）附則（平成16年法律第76号）第8条の経過措置が適用され改正前の商法第381条の規定による会社の整理の開始を命ぜられている者でないこと。
- (7) 破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条の規定による破産手続開始の申立を行っている者でないこと。

7 応募方法等

- (1) 提出物
企画提案書一式 ※「8 応募書類」を参照。
- (2) 提出先
千葉県健康福祉部 医療整備課 医療体制整備室
「AED・心肺蘇生法の普及啓発事業業務委託」担当者 宛て
〒260-8667 千葉市中央区市場町1番1号
TEL:043-223-3886
- (3) 応募方法
持参又は郵送（FAX、電子メールでの応募は不可）
- (4) 応募期限
令和8年5月11日（月）午後5時必着

8 応募書類

以下、企画提案書等一式について作成、提出する。なお、用紙は全てA4判とし、やむを得ずA3判の用紙を使用する場合は、A4判に折って綴じること。

- (1) 提出物
 - ア （第1号様式）AED・心肺蘇生法の普及啓発事業業務委託応募書
 - イ （第2号様式）応募資格誓約書兼確認書
 - ウ （第3号様式）業務実施体制表
 - エ （任意様式）企画提案書
「9 選考方法（5）審査基準」にしたがって、できる限り具体的に記載すること。
 - オ （任意様式）経費見積書
経費の区分ごとの積算内訳（数量、単価等）がわかるように作成すること。
 - カ その他添付書類
団体の概要等が記載されたパンフレットなど
- (2) 提出部数
正本1部、副本10部

9 選考方法

- (1) 提出された企画提案書一式は、下記（5）審査基準に基づき、県が設置する選定委員会（以下「委員会」という。）において、AED・心肺蘇生法の普及啓発事業業務委託選定要領に基づいて審査し、最も優れた提案企業（団体）を契約候補者に選定する。
- (2) 企画提案者が5者を超える場合には、委員会の開催に先立ち、事務局による書面審査を行い、委員会における審査の対象となる提案者5者をあらかじめ選考する。なお、書面審査を行った場合の審査結果は、各応募者に連絡する。
- (3) 総合審査の日程は、応募書類の受付終了後に連絡する。ただし、書面審査を実施した場合は、対象者のみに連絡する。

(4) 総合審査の詳細は以下のとおりである。

ア 開催場所

Z o o mにて開催する。必要なURLは、応募書類の受付後に別途通知する。

イ 出席者

2名以内とする。

ウ プレゼンテーション

プレゼンテーションは、提出した企画提案書等の資料のみを用いて行うこととし、プレゼンテーション実施後は、その内容について、質疑応答を行う。

(5) 審査基準

審査に当たっては、概ね以下の評価基準により総合的に評価する。

ア 企画提案内容

(ア) 本事業の趣旨・目的を十分に理解した上での提案となっているか。

(イ) 提案内容が具体的かつ実現可能なものとなっているか。

(ウ) 魅力的な独自提案となっているか。

イ 経費妥当性

(ア) 価格に対して適正な普及啓発事業の企画を提案しているか。

ウ 業務遂行能力

(ア) 本事業を行う上で、円滑に実施するための経験を有しているか。

(イ) 本事業を行う上で、円滑に実施するための体制を有しているか。

(ウ) 本事業の趣旨に沿った講座・イベントを実施するにあたり、必要な専門的知識を持つ人員を揃えることができるか。

(エ) 本事業を行う際のスケジュールは、明確で実現可能か。

10 提案の無効に関する事項

次のいずれかに該当するときは、その者の提案は無効とする。

(1) 応募資格の無い者が提案したとき。

(2) 所定の期限及び提出先に提案書を提出しないとき。

(3) 同一の企画提案募集に対して、2以上の提案をしたとき。

(4) 同一の企画提案募集に対して、自己のほか、他人の代理人を兼ねて提案したとき。

(5) 同一の企画提案募集に対して、2以上の代理人をして提案したとき。

(6) 提案に関連して談合等の不正行為があったとき。

(7) 業務に要する経費見積書の金額に誤脱や判読しがたい数字の記載がされているとき、又は金額を訂正した見積をしたとき。

(8) 上に掲げるもののほか、提出書類の重大な記載不備等により、県が無効であると判断したとき。

11 委託契約

上記「9 選考方法」により選定した契約候補者と、詳細な業務内容及び契約条件について協議、合意した後に委託契約を締結する。

(1) 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

(2) 契約に当たっての主な留意事項

ア 契約に当たっては、契約書を作成し、各1通を保有する。

イ 提案された企画内容をそのまま委託するものではないこと。

ウ 提案された企画内容を基に業務委託仕様書を作成し、契約するものとする。(別添提案仕様書は業務の概要を示すものであり、最終的な業務委託仕様書の作成については契約候補者決定後、協議の上、県が作成する。)

エ 契約に当たっては、契約金額の百分の十以上の契約保証金を納入すること。ただし、契約保証金は免除する場合がある。

オ 本業務の全部を一括して、又は主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはいけない。なお、「主たる部分」とは、本業務における総合的規格、業務遂行管理等を指す。

ただし、委託業務の一部の再委託については、事前に県の承諾を得た時はこの限りではない。

(3) 委託料の支払い

委託料の支払時期については、受託者決定後協議の上、決定する。

12 注意事項

(1) 企画提案に要する経費は、全て応募者の負担とする。

(2) 提出された書類等は返却しない。

(3) 提出された書類について、必要に応じて企画提案者から聞き取りを行う。

(4) 提出された書類等は、千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号）に基づき開示する場合がある。

(5) 提出された書類等は必要に応じて複写する。

(6) 使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

13 結果通知

総合審査の結果については、総合審査参加者全員にメールで通知するとともに、総合審査後に千葉県ホームページ上で最優秀提案者を公表する。

14 問い合わせ

本件に関する質問については、下記のとおり受け付ける。ただし、提案の状況、選定委員名等に関する質問は受け付けない。

(1) 質問受付期間

令和8年5月1日（金）午後5時まで

(2) 受付方法

第4号様式を記入のうえ、電子メールで送信すること。

※ メール送信後、電話にて到達確認をすること。

(3) 問合せ先

メールの件名は「A E D・心肺蘇生法の普及啓発事業業務委託についての質問事項」とし、会社名・連絡先を必ず記載すること。

- ・ 千葉県健康福祉部 医療整備課 医療体制整備室
「A E D・心肺蘇生法の普及啓発事業業務委託」担当者 宛て
- ・ 電話：043-223-3886
- ・ メール：ryosei2@mz.pref.chiba.lg.jp

(4) 県ホームページへの掲載

本件に関する質問及びそれに対する県の回答については、県ホームページに掲載する。